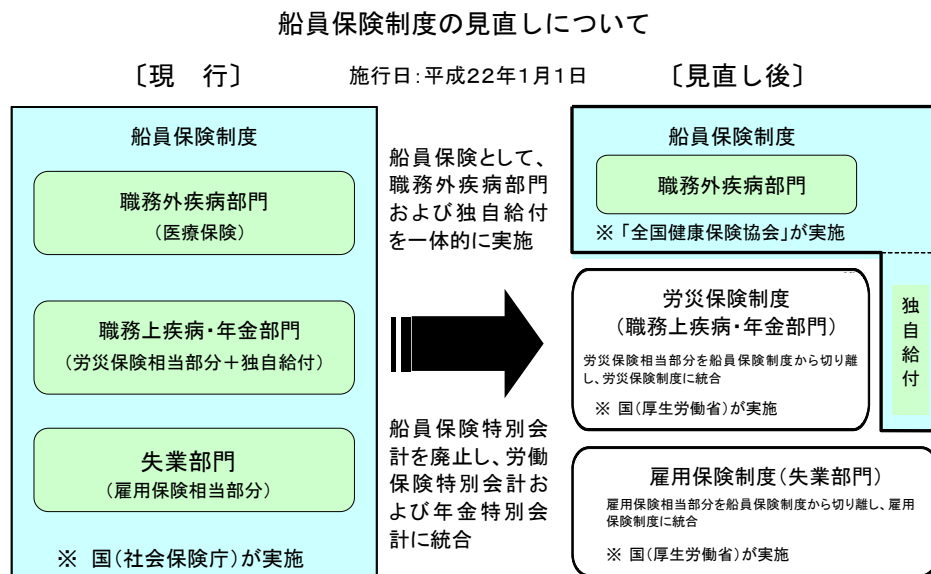


7・4 船員保険

船員保険については、平成 18(2006)年に社会保険庁運営部長の私的懇談会として設置された「船員保険事業運営懇談会(座長:岩村正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授)」が同年12月に取り纏めた報告書「船員保険の見直しについて」を踏まえ、平成 22(2010)年1月以降、下図の通り、雇用保険と労災保険分野が陸上の一般制度に統合された。また、両分野の一般制度を上回る部分と船員独自の福祉分野は、健康保険の分野と合わせ新船員保険として「全国健康保険協会」により運営されることとなった。



上記制度改革に伴い、船員保険の福祉事業として実施してきた病院、健康管理センター、保養所等の事業については、整理合理化の上、委託先である「船員保険会」に譲渡する方向で、上記懇談会およびその下部組織として設置された「施設検討小委員会(座長:野川忍 明治大学法科大学院法務研究科教授)」において検討が進められ、下表の通り、存廃が決定された。

2010年1月以降の船員保険福祉施設の取扱い

病院 (3施設)	東京,横浜,大阪	存続	社会保険病院等の取扱いを勘案し適切な保有先を確保(※1)
保養所 (10施設)	稚内,鳥取,俵山,内子,指宿	廃止	2009/9月末で営業停止 一般競争入札により売却
	気仙沼,鳴子,三崎,箱崎,焼津	存続	
健康管理センター (3施設)	横浜,大阪,福岡	存続	2009/12に9施設一括の一般競争入札が実施され船員保険会への譲渡が決定
診療所 (2施設)	芝浦	存続	
	室蘭	廃止	2009/10月末で営業停止 一般競争入札により売却
福祉センター (4施設)	小樽,長野,神戸,久留米	経過観察	経過観察として存続(最長3年間) 遅くとも2012前半には存廃決定(※2)

※1: 今後整備される社会保険病院等の受皿に関する法(地域医療機能推進機構法)にて対応される予定

※2: 経過観察期間中は国の普通財産として有償貸付

従来、福祉施設は、船員保険法に基づき保険者である国(社会保険庁)が設置し、民間団体(船員保険会)への経営委託により運営されてきたが(公設民営方式)、平成 22(2010)年 1 月から新たに保険者となる「全国健康保険協会」はいわゆる箱物施設は保有しないとの考えから、公設民営方式を見直し、一定条件のもとで民間団体に譲渡することとされた。このため、施設検討小委員会にて、存続施設(除く病院)については、船員保険会に各施設夫々一括した随意契約で譲渡する、という方向性が取り纏められた。しかしながら、その後、厚生労働大臣から随意契約は認めないの方針が出され、国は平成 21(2009)年 12 月に一般競争入札を実施し、船員保険会が落札した。

福祉センター(4 施設:小樽、長野、神戸、久留米)については、今後の船員利用状況等を踏まえた判断が必要であると整理され、平成 22(2010)年 1 月以降(但し最長 3 年間)は、経過観察措置として存続することとなった。当協会は、福祉センターは船員の航海における精神的・肉体的負担の解消を図ることを目的に設置されたにも拘らず、現在の船員利用率は非常に少ないため、今後 1~2 年で相当な改善がなされない限り廃止すべきであるとの観点から、経過観察に入る前に、第三者にも理解されるような存廃基準を定める必要がある旨、小委員会に於いて主張した。しかしながら、存続を求める全日本海員組合との意見の隔たりは埋まらず、平成 22(2010)年 1 月以降の船員利用率等を見たうえで、厚生労働省主導のもと遅くとも平成 24(2012)前半には結論を出すこととなった。